## 聖隷クリストファー大学 学生懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、聖隷クリストファー大学学則第54条及び聖隷クリストファー大学大学 院学則第47条に規定する懲戒処分に関し、必要な事項を定める。

(懲戒処分の対象)

- 第2条 懲戒処分は、次の各号に掲げる行為をした者について行うことができる。
  - (1) 犯罪行為
  - (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
  - (3) 情報倫理に反する行為
  - (4) 本学の秩序を乱す行為
  - (5) 試験等における不正行為
  - (6) 論文の作成等における学問的倫理に反する行為
  - (7) 本学の諸規程に反する行為
  - (8) 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為
  - (9) その他前各号に準ずる学生の本分に反する行為

(懲戒処分の種類)

- 第3条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 訓告 文書により厳重な注意を与え、将来を戒める。
  - (2) 停学 無期又は6カ月未満の有期とし、この間の登校は認めない。
  - (3) 退学 退学させ、再入学は認めない。

(その他の教育的措置)

- 第4条 学生が行った非違行為が懲戒に至らない場合において、学部長、研究科長が必要があると認めた場合には、当該行為を行った学生に対し、学部長等は厳重注意を行うことができる。
  - 2. 厳重注意は、訓告に至らないものであって、当該行為を厳重に注意することをい う。
  - 3. 厳重注意は、口頭又は文書により行うものとする。

(懲戒の量定)

- 第5条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒の標準例(以下「標準例」という。)に準拠 し、次に掲げる事項を基礎に、当該学生の状態(日常における生活態度及び非 違行為後の対応を含む。)等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断し て行う。
  - (1) 非違行為の動機、態様及び結果
  - (2) 故意又は過失の別及びその程度
  - (3) 過去の非違行為の有無
  - 2. 懲戒処分の量定にあたっては、個々の事案の事情に則し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。
  - 3. 本学が実施する試験等における不正行為により、退学又は停学の懲戒処分を受けた学生については、当該学期の履修登録の単位をすべて無効とする。
  - 4. 標準例に定める非違行為の種類に掲げられていない非違行為の懲戒は、標準例 を参考に決定するものとする。

(悪質性及び重大性の判断)

第6条 前条第1項の悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質及び当該 非違行為に至る動機等を勘案の上判断するものとする。
- (2) 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体被害の程度及び当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上判断するものとする。ただし、当該非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大なものである場合は、重大であると判断するものとする。
- (3) 過去に懲戒等を受けた者が、再度非違行為をした場合は、悪質性が高いものとみなし、重い処分を課すことができるものとする。

(事案の報告)

第7条 学部長等は、当該学部等に所属する学生について、非違行為を確認したときは、 速やかに事実関係を学長に報告するものとする。

(自宅待機)

- 第8条 懲戒の対象となる学生(以下、「懲戒対象学生」という。)が所属する学部または研究科の長(以下、「学部長等」という。)は、懲戒処分が決定するまでの間、懲戒対象学生の登校を禁じることが必要と判断した場合は、当該学生に対し、2カ月を超えない範囲で、自宅待機を命ずることができる。
  - 2. 自宅待機期間中の学生に対しては、履修登録及び試験の受験(レポート等の提出を含む)を認めることがある。
  - 3. 自宅待機の期間は、停学期間に算入することができる。

(事情聴取)

第9条 学長は、懲戒の対象となりうる行為があったと思われるときは、直ちに事実関係の 調査及び懲戒の要否の審議を、学部長等に命じる。

(懲戒検討委員会)

- 第 10 条 学部長等は、前条に掲げる調査及び懲戒の要否の審議を行うため、懲戒検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、本規程第2条第1項5号(試験等における不正行為) に関しては、事実関係の調査は「試験における不正行為に関する規則」に定める 「不正行為調査会議」において行い、不正行為に該当すると認定された場合、懲 戒の要否の審議を懲戒検討委員会において行う。

(委員会の組織)

- 第 11 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。ただし、本規程第2条第1項 5 号(試験等における不正行為)に係わる懲戒の要否の審議を行う場合は、次の各号に 教務部長を加える。
  - (1) 学部長等
  - (2) 学生部長
  - (3) 学部長等が指名する本学の教授または准教授数名
  - (4) 学生サービスセンター長
  - 2. 前項に掲げる構成員に、懲戒対象学生と利害関係を有する者が含まれるときは、 構成員から除く。 (注:懲戒対象学生の親族等)
  - 3. 委員会に委員長を置き、学部長等をもって充てる。
  - 4. 委員長は、必要と認めた者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

- 第 12 条 委員会は、懲戒対象学生に対し、事実関係を調査する旨を通知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
  - 2. 前項の規定にかかわらず、連絡先不明その他やむを得ない事由により、当該学生 に通知及び弁明の機会を与えることができないときは、これを行わないことがあ る。
  - 3. 当該学生が正当な理由なく口頭による弁明の場に出席しなかった場合又は弁明書を提出しなかった場合は、弁明する機会を放棄したものとみなす。

(委員会結果の報告)

第13条 委員会は、調査及び審議結果を学長に報告する。

(懲戒処分の審議)

- 第14条 学長は、前条の報告に基づき、当該学生を懲戒する必要があると認めるときは、 懲戒の種類及び内容についての審議を教授会(大学院においては研究科委員 会をいう。以下、「教授会等」という。)に諮る。
  - 2. 教授会等は、前項に掲げる審議を行い、懲戒処分の案を学長に提出する。

(懲戒処分の決定)

- 第15条 学長は、前条第2項の案に基づき、懲戒対象学生の懲戒処分を決定する。
  - 2. 学長は、懲戒処分の決定に当たり、必要と認める場合には、再度事実関係の調査 及び審議を行うことができる。この場合は、本規程第9条から前条までの規定を準 用する。

(懲戒処分の通知)

第16条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、懲戒対象学生に対し、処分理由を記載した懲戒処分書を交付する。ただし、交付不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この 限りでない。

(停学に関する措置)

- 第18条 停学処分を受けた学生が所属する学部は、停学期間中、当該学生に対し更生の ための適切な指導を行う。
  - 2. 停学期間中の学生に対しては、登校を認めず履修登録、授業及び課外活動への参加、試験(レポート等の提出を含む)の受験等を認めない。
  - 3. セメスターの途中で停学期間が終了する場合は、学部等が別に定める期間に履 修登録を認めることとし、試験の受験資格に関しては、聖隷クリストファー大学履 修規程第8条「試験の受験資格」の定めによる。
  - 4. 停学期間は、聖隷クリストファー大学学則第 6 条及び聖隷クリストファー大学大学 院学則第6条に定める在学年限に算入しない。ただし、停学期間が2カ月未満の 場合は、在学年限に算入する。

(再審查)

- 第 19 条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の結果に影響を与えるような新事実の発見 またはこれに準ずる事由がある場合は、その証拠となる資料を添えて、文書により 学長に再審査を請求することができる。
  - 2. 学長は、前項の請求を受けたときは、再審査の要否について教授会等に諮る。

- 3. 学長は、教授会等の議に基づき、再審査の必要があると認めたときには、再度事実関係の調査及び審議を行うことができる。この場合は、本規程第9条から第15条までの規定を準用する。
- 4. 学長は、教授会等の議に基づき、再審査の必要がないと認めたときは、速やかに その旨を文書またはその他の適当な方法により当該学生に通知する。

## (無期停学の解除)

- 第20条 学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から起算して6 カ月経過した後の停学の解除について教授会等において審議し、その結果を学 長に報告する。
  - 2. 学長は、前項の報告に基づき、停学の解除が妥当であると認めた場合には、停学を解除することができる。

(事務取り扱い部署)

第21条 学生の懲戒に関する事務及び資料の保管は、学生サービスセンターが行う。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、教授会及び研究科委員会の議を経て大学部長会が行う。

附則 この規程は、2008年7月8日から施行する。

附則 2013年4月1日一部改定(停学に関する措置等)

附則 2023年2月14日一部改定(懲戒処分の対象、その他の教育的措置、懲戒の量定、悪質性

及び重大性の判断、事案の報告)

## 別表(第5条関係)

## 懲戒の標準例

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強制性交等、誘拐、放火等の凶悪な犯罪行為又は その犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪行為(栽培・製造、売買、不正所持 又は使用)	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の 犯罪行為	退学、停学又 は訓告
	痴漢行為(覗き見、盗撮行為等を含む。)、わいせつ行為(公然 わいせつ、わいせつ物領布等を含む。)又はストーカー行為	退学、停学又 は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故 ・ 違反	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無 免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学

	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こ	停学
	した場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前	停学又は訓告
	方不注意等の過失の場合	
ハラスメント	パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・	退学、停学又
	ハラスメント等に当たる行為	は訓告
試験等不正 行為・学問的 倫理に反す る行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の	退学又は停学
	悪質な場合	(3 月以上)
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学(2月)
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従	訓告
	わなかった場合	
	発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の	退学、停学又
	捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表を行った場合	は訓告
	インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への	
情報倫理	誹謗・中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウ	  停学又は訓告
<b>育報無理</b>	ェアなどの著作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行	
	った場合	
その他非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学、停学又
		は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しく	退学、停学又
	は占拠	は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又
		は訓告
	飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	退学又は停学
	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学又は訓告
	20 歳未満の者に対する飲酒又は喫煙を強要又は助長した場合	停学又は訓告
	20 歳未満の者が飲酒又は喫煙をした場合	停学又は訓告